



## 【新型コロナウィルス感染症関連情報】

### ★PCR検査の保険適用について

- 令和2年3月6日から**保険適用**されています。
- **検査費用の“自己負担分”**は、基本的に検査結果に関わらず**公費扱い**となり患者の費用負担は発生しません。
- 初・再診料などは、公費の対象には含まれません。(検査以外の診療費も自己負担分が発生)

### ★保険適用後の診療体制について

- 当面**「受診の流れ」**は、公的保険適用後も基本的に**変わりません**。
- 厚生労働省は「新型コロナウィルス感染」の疑いがある場合の対応は、通常の保険診療とは異なります、と**“受診の流れ”**をホームページで周知しています。
  - ① まず、保健所などに設置された『**帰国者・接触者相談センター**』に相談する。
  - ② センターは、相談内容から**“感染の疑いあり”**と判断した場合、適切な診療ができる医療機関の**「帰国者・接触者外来」**への受診調整を行なう。
- 公的保険適用後も、基本的に**「帰国者・接触者外来」**の医師が検査の必要性を判断することに**変わりありません**。  
ただし、これまでのいわゆる**「行政検査」**として行なっていたものは保健所への相談が必要でしたが、今後はこの方法に加えて**保健所への相談を介さずに「帰国者・接触者外来」**の医師が、都道府県等の委託を受けた医療機関や民間検査機関へ検査依頼することが**可能となります**。